

横須賀市報

号外第8号

発行日	発行所	横須賀市小川町11番地 横須賀市役所
毎月	編集兼	横須賀市長
10日	発行人	上地克明
25日	印刷所	(有)宮村印刷所

目次

告 示

- ◇令和4年度横須賀市一般会計予算ほか9件について… 1
- ◇文化会館の利用料金の額の承認について… 14
- ◇健康増進センターの利用料金の額の承認について… 16
- ◇旅館業条例に基づく国、地方公共団体又は公共的団体が設置する青少年の健全な育成を図るための施設、スポーツ施設その他の施設の指定について中一部改正… //
- ◇要保護児童対策地域協議会の設置について中一部改正… 17
- ◇一般廃棄物処理の実施計画について… //

公 告

- ◇ジフテリア、百日せき、急性灰白髄炎及び破傷風ほか11件の予防接種について… 19
- ◇風しんの予防接種について… //
- ◇肺炎球菌感染症の予防接種について… //

訓 令 甲

- ◇事務分掌規則施行上の留意事項について中一部改正… 20
- ◇公共施設マネジメント戦略会議設置規程中一部改正… //
- ◇自殺対策推進本部設置規程中一部改正… //
- ◇専決規程中一部改正… 21
- ◇市長の権限に属する事務の補助執行に関する規程中一部改正… //
- ◇公文書管理規程中一部改正… //
- ◇市役所本庁行政センター間における戸籍文書取扱規程中一部改正… //

- ◇人事評価制度の運用等に関する委員会設置規程中一部改正… //
- ◇職員任免手続規程中一部改正… //
- ◇職員服務規程中一部改正… 22
- ◇職員出勤簿管理規程中一部改正… //
- ◇当直規程中一部改正… //
- ◇職員研修規程中一部改正… //
- ◇契約事務取扱規程中一部改正… //
- ◇自動車管理規程中一部改正… //

訓 令 乙

- ◇行政組織条例の一部改正及び事務分掌規則の一部改正に伴い人事異動通知書を発せられない職員の勤務について… 23
- ◇福祉部福祉総務課ほか8課に勤務を命ぜられた者の福祉事務所の併任について中一部改正… //

告 示

横須賀市告示第55号

令和4年度横須賀市一般会計予算、同特別会計国民健康保険費予算、同特別会計公園墓地事業費予算、同特別会計介護保険費予算、同特別会計母子父子寡婦福祉資金貸付事業費予算、同特別会計公債管理費予算、同特別会計後期高齢者医療費予算、同水道事業会計予算、同下水道事業会計予算及び同病院事業会計予算は、3月24日市議会の議決を経ました。その要領は、次のとおりです。

令和4年4月1日

横須賀市長 上地 克 明

令和4年度横須賀市一般会計予算

令和4年度横須賀市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ157,450,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(継続費)

第2条 地方自治法第212条第1項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第2表 継続費」による。

(繰越明許費)

第3条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第3表 繰越明許費」による。

(債務負担行為)

第4条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第4表 債務負担行為」による。

(地方債)

第5条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第5表 地方債」による。

(一時借入金)

第6条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、20,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第7条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 市	税	千円 57,781,637

	1 市 民 税	25,787,825
	2 固 定 資 産 税	22,550,756
	3 軽 自 動 車 税	619,780
	4 市 た ば こ 税	2,783,696
	5 特 別 土 地 保 有 税	11
	6 入 湯 税	6,184
	7 事 業 所 税	1,549,322
	8 都 市 計 画 税	4,484,063
2 地 方 譲 与 税		741,000
	1 地 方 揮 発 油 譲 与 税	162,000
	2 自 動 車 重 量 譲 与 税	514,000
	3 森 林 環 境 譲 与 税	39,000
	4 特 別 と ん 譲 与 税	26,000
3 利 子 割 交 付 金		27,000
	1 利 子 割 交 付 金	27,000
4 配 当 割 交 付 金		294,000
	1 配 当 割 交 付 金	294,000
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金		217,000
	1 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	217,000
6 法 人 事 業 税 交 付 金		737,000
	1 法 人 事 業 税 交 付 金	737,000
7 地 方 消 費 税 交 付 金		8,372,000
	1 地 方 消 費 税 交 付 金	8,372,000
8 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金		20,000
	1 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	20,000
9 環 境 性 能 割 交 付 金		162,000
	1 環 境 性 能 割 交 付 金	162,000
10 国 有 提 供 施 設 等 所 在 市 町 村 助 成 交 付 金		2,306,563
	1 国 有 提 供 施 設 等 所 在 市 町 村 助 成 交 付 金	2,306,563
11 地 方 特 例 交 付 金		328,947
	1 地 方 特 例 交 付 金	328,947
12 地 方 交 付 税		17,906,000
	1 地 方 交 付 税	17,906,000
13 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金		52,000
	1 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	52,000
14 分 担 金 及 び 負 担 金		276,406
	1 負 担 金	276,406
15 使 用 料 及 び 手 数 料		3,822,768
	1 使 用 料	3,067,830
	2 手 数 料	754,938
16 国 庫 支 出 金		26,137,726
	1 国 庫 負 担 金	20,015,624
	2 国 庫 補 助 金	6,000,217
	3 委 託 金	121,885
17 県 支 出 金		10,357,719
	1 県 負 担 金	6,566,897
	2 県 補 助 金	2,957,441
	3 委 託 金	833,381
18 財 産 収 入		311,997
	1 財 産 運 用 収 入	190,154
	2 財 産 売 払 収 入	121,843
19 寄 附 金		405,218
	1 寄 附 金	405,218
20 繰 入 金		5,661,722
	1 基 金 繰 入 金	5,625,226
	2 特 別 会 計 繰 入 金	36,496
21 繰 越 金		300,000

	1 繰越金	300,000
22 諸収入	1 延滞金、加算金、過料 2 市預金、利息 3 貸付金元利収 4 受託事業収 5 雑入	7,481,497 109,010 16 1,827,606 892,019 4,652,846
23 市債	1 市債	13,749,800 13,749,800
歳入	合計	157,450,000

歳 出

款	項	金額
		千円
1 議会費	1 議会費	800,834 800,834
2 総務費	1 総務管理費 2 徴籍住民基本台帳費 3 戸籍住民基本台帳費 4 選挙費 5 統計費 6 監査員費 7 住居表示費	16,527,501 13,436,669 1,684,651 1,011,579 236,706 44,025 109,931 3,940
3 民生費	1 社会福祉費 2 児童福祉費 3 生活保護費 4 災害救助費	63,391,475 31,024,631 22,603,008 9,762,853 983
4 衛生費	1 保健衛生費	8,287,070 8,287,070
5 環境費	1 環境費	6,929,294 6,929,294
6 労働費	1 労働費	320,740 320,740
7 農林水産業費	1 農水産業費 2 水産業費	648,178 134,684 513,494
8 商工費	1 商工費	3,128,765 3,128,765
9 土木費	1 土木管理費 2 道路橋よ 3 河川 4 港湾 5 都市計画 6 住宅	18,978,466 1,573,734 3,842,257 234,344 1,719,501 8,776,730 2,831,900
10 消防費	1 消防費	6,409,984 6,409,984
11 教育費	1 教育総務費 2 小中学校費 3 中学校費 4 全日制高等学校校 5 定時制高等学校校 6 幼稚園費 7 特別支援学校費 8 社保会 9 保健体育費	14,499,493 3,832,846 4,162,900 2,707,291 1,077,735 17,366 19,037 192,429 1,052,258 1,437,631

12 災 害 復 旧 費	1 農 林 水 産 業 施 設 災 害 復 旧 費 2 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	150,000 15,000 135,000
13 公 債 費	1 公 債 費	17,156,649 17,156,649
14 諸 支 出 金	1 放 射 能 測 定 調 査 費	21,551 21,551
15 予 備 費	1 予 備 費	200,000 200,000
歳 出 合 計		157,450,000

第2表 継続費

(単位 千円)

款	項	事 業 名	総 額	年 度	年 割 額
民 生 費	児 童 福 祉 費	令 和 4 年 度 児 童 福 祉 施 設 等 整 備 費 〔(仮称)南こども園 設 計〕	59,618	令 和 4 年 度	19,009
				令 和 5 年 度	40,609
土 木 費	住 宅 費	令 和 4 年 度 住 宅 管 理 費 〔久里浜ハイム (A棟)外壁等改修〕	207,130	令 和 4 年 度	82,852
				令 和 5 年 度	124,278
		令 和 4 年 度 住 宅 管 理 費 〔明浜改良アパート (A・B棟)外壁等 改 修〕	204,424	令 和 4 年 度	164,418
				令 和 5 年 度	40,006
消 防 費	消 防 費	令 和 4 年 度 消 防 施 設 費 〔消 防 指 令 シ ス テ ム 整 備〕	1,094,347	令 和 4 年 度	218,870
				令 和 5 年 度	875,477
教 育 費	教 育 総 務 費	令 和 4 年 度 教 育 研 究 所 費 〔教育研究所・南図書館 空調設備等改修〕	388,927	令 和 4 年 度	155,571
				令 和 5 年 度	233,356

第3表 繰越明許費

(単位 千円)

款	項	事 業 名	金 額
総 務 費	総 務 管 理 費	劇 場 費 (芸術劇場設備更新事業)	41,292
	徴 税 費	賦 課 徴 収 費 (固定資産税納税通知書印字封入業務)	7,958
民 生 費	社 会 福 祉 費	社 会 福 祉 総 務 費 (地域介護施設整備補助事業)	112,800
	児 童 福 祉 費	児 童 福 祉 総 務 費 (児童手当等システム更改事業)	36,784
衛 生 費	保 健 衛 生 費	環 境 衛 生 費 (動物愛護管理事業)	56,938
		健 康 増 進 セ ン タ ー 費 (ウェルシティ市民プラザ施設管理事業)	20,504
土 木 費	道 路 橋 り ょ う 費	道 路 橋 り ょ う 維 持 費 (道路橋りょう維持修繕事業)	313,200
	港 湾 費	港 湾 管 理 費 (港湾維持改修事業)	7,600

	都市計画費	公 園 管 理 費 (公 園 維 持 補 修 事 業)	30,800
消 防 費	消 防 費	消 防 庁 舎 等 建 設 事 業 費 (消 防 庁 舎 等 建 設 事 業)	42,072
教 育 費	小 学 校 費	学 校 管 理 費 (小 学 校 営 繕 工 事 費)	90,000
	中 学 校 費	学 校 管 理 費 (中 学 校 営 繕 工 事 費)	60,000

第4表 債務負担行為

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
太 陽 光 パ ネ ル 等 借 上 料	令和5年度から 令和24年度まで	351,000
ヴェルニー公園土地借上料	令和5年度	900

第5表 地方債

(単位 千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
庁舎改修事業費	303,200	普通貸借又は 証券発行	8.0%以内 (ただし、利 率見直し方式 で借入れる資 金について、 利率の見直し を行った後に おいては、当 該見直し後の 利率)	政府資金についてはその融資条件によ り、その他の場合には借入れの日から 据置期間を含め、30年以内に償還す る。ただし財政の都合により据置期間及び 償還期限を短縮し、もしくは繰上償還 又は本議決の範囲内で未償還額を借換 えすることができる。事業の進捗等 により起債額の全部又は一部を翌年度に 繰越しあるいは限度額の範囲内におい て一時借入金又は短期債を起すこと ができる。
芸術劇場整備事業費	323,500	同上	同上	同上
文化会館等整備事業費	215,300	同上	同上	同上
行政センター整備事業費	442,400	同上	同上	同上
コミュニティセンター 整備事業費	66,700	同上	同上	同上
美術館整備事業費	2,200	同上	同上	同上
老人福祉施設整備事業費	50,400	同上	同上	同上
社会福祉施設整備事業費	7,400	同上	同上	同上
総合福祉会館整備事業費	13,900	同上	同上	同上
老人福祉センター整備事業費	135,600	同上	同上	同上
児童福祉施設整備事業費	201,500	同上	同上	同上
青少年施設整備事業費	6,700	同上	同上	同上
健康安全科学センター 整備事業費	6,300	同上	同上	同上
火葬場整備事業費	51,400	同上	同上	同上
健康増進センター整備事業費	26,400	同上	同上	同上
廃棄物処理施設整備事業費	129,200	同上	同上	同上
環境保全対策施設整備事業費	16,300	同上	同上	同上
漁港施設整備事業費	97,100	同上	同上	同上
道路整備事業費	1,574,000	同上	同上	同上
市街地再開発事業費	75,900	同上	同上	同上
急傾斜地崩壊対策事業費	379,000	同上	同上	同上

自転車等駐車場整備事業費	43,100	同上	同上	同上
河川整備事業費	83,000	同上	同上	同上
港湾施設整備事業費	687,900	同上	同上	同上
街路事業費	2,700	同上	同上	同上
緑化推進事業費	24,000	同上	同上	同上
公園整備事業費	1,938,100	同上	同上	同上
公営住宅整備事業費	888,100	同上	同上	同上
消防防災施設整備事業費	548,500	同上	同上	同上
教育研究所整備事業費	160,400	同上	同上	同上
学校教育施設整備事業費	946,100	同上	同上	同上
文化財施設等整備事業費	9,300	同上	同上	同上
博物館整備事業費	1,700	同上	同上	同上
体育会館整備事業費	573,800	同上	同上	同上
漁港施設災害復旧事業費	11,900	同上	同上	同上
道路橋りょう災害復旧事業費	53,900	同上	同上	同上
河川災害復旧事業費	3,000	同上	同上	同上
港湾施設災害復旧事業費	10,000	同上	同上	同上
公園災害復旧事業費	5,000	同上	同上	同上
臨時財政対策債	3,424,900	同上	同上	同上
調整債	210,000	同上	同上	同上
計	13,749,800			

令和4年度横須賀市特別会計国民健康保険費予算

令和4年度横須賀市の特別会計国民健康保険費の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ42,513,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,420,000千円と定める。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 国民健康保険事業収入	1 国民健康保険料収入	千円 7,877,832 7,877,832
2 使用料及び手数料	1 手 数 料	30 30
3 国庫支出金	1 国庫補助金	58 58
4 県支出金	1 県補助金	30,381,096 30,381,096
5 繰入 金	1 一般会計繰入金	3,113,000 3,113,000
6 繰越 金	1 繰越 金	1,068,886 1,068,886
7 諸 収 入	1 延滞金及び過料 2 市預金 3 雑 利 子 入	72,077 22,210 1 49,866
8 財 産 収 入	1 財 産 運 用 収 入	21 21
歳 入	合 計	42,513,000

歳 出

款	項	金 額
		千円
1 国民健康保険事業費		42,028,298
	1 国民健康保険総務費	626,255
	2 保険給付費	30,000,616
	3 保健事業費	315,493
	4 諸支出金	30,543
	5 国民健康保険事業費納付金	11,055,370
	6 基金積立金	21
2 予備費		484,702
	1 予備費	484,702
歳 出	合 計	42,513,000

令和4年度横須賀市特別会計公園墓地事業費予算

令和4年度横須賀市の特別会計公園墓地事業費の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ528,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、8,000千円と定める。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
		千円
1 使用料及び手数料		450,561
	1 使用料	260,755
	2 手数料	189,806
2 財産収入		189
	1 財産運用収入	189
3 繰入金		19,390
	1 公園墓地基金繰入金	19,390
4 繰越金		56,000
	1 繰越金	56,000
5 諸収入		1,860
	1 延滞金及び過料	1
	2 市預金利息	1
	3 雑収入	1,858
歳 入	合 計	528,000

歳 出

款	項	金 額
		千円
1 公園墓地事業費		527,000
	1 公園墓地事業費	526,970
	2 公債費	30
2 予備費		1,000
	1 予備費	1,000
歳 出	合 計	528,000

令和4年度横須賀市特別会計介護保険費予算

令和4年度横須賀市の特別会計介護保険費の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ40,805,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,000,000千円と定める。

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
		千円
1 介護保険事業収入	1 介護保険料収入	8,301,005 8,301,005
2 使用料及び手数料	1 手 数 料	1 1
3 国庫支出金	1 国庫負担金 2 国庫補助金	8,947,381 6,900,277 2,047,104
4 支払基金交付金	1 支払基金交付金	10,578,997 10,578,997
5 県支出金	1 県負担金 2 県補助金	5,815,729 5,614,711 201,018
6 財産収入	1 財産運用収入	1,109 1,109
7 繰入金	1 一般会計繰入金 2 介護保険給付費準備基金繰入金	6,612,128 5,859,000 753,128
8 繰越金	1 繰越金	538,868 538,868
9 諸収入	1 延滞金及び過料 2 市預金 3 雑収入	9,782 241 10 9,531
歳 入	合 計	40,805,000

歳 出

款	項	金 額
		千円
1 介護保険事業費	1 総務管理費 2 保険給付費	39,488,609 944,689 38,543,920
2 地域支援事業費	1 介護予防・日常生活支援総合事業費 2 包括支援等事業費	1,280,695 673,814 606,881
3 保健福祉事業費	1 保健福祉事業費	34,087 34,087
4 基金積立金	1 基金積立金	1,109 1,109
5 予備費	1 予備費	500 500
歳 出	合 計	40,805,000

令和4年度横須賀市特別会計母子父子寡婦福祉資金貸付事業費予算

令和4年度横須賀市の特別会計母子父子寡婦福祉資金貸付事業費の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ281,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、40,000千円と定める。

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
---	---	-----

				千円
1	繰入金	1	一般会計繰入金	10,000 10,000
2	繰越金	1	繰越金	186,931 186,931
3	諸収入	1	市預金利子	84,069 1
		2	貸付金元利収	83,581
		3	雑収入	487
歳入合計				281,000

歳 出

款	項	金額
1	母子父子寡婦福祉資金貸付事業費	千円 79,773 43,277 36,496
	1 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費	
	2 繰越金	
2	公債費	82,642 82,642
	1 公債費	
3	予備費	118,585 118,585
	1 予備費	
歳出合計		281,000

令和4年度横須賀市特別会計公債管理費予算

令和4年度横須賀市の特別会計公債管理費の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ19,564,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金額
1	繰入金	千円 17,156,632 17,156,632
	1 一般会計繰入金	
2	市債	2,407,368 2,407,368
	1 市債	
歳入合計		19,564,000

歳 出

款	項	金額
1	公債費	千円 19,564,000 19,564,000
	1 公債費	
歳出合計		19,564,000

令和4年度横須賀市特別会計後期高齢者医療費予算

令和4年度横須賀市の特別会計後期高齢者医療費の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ6,998,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金額
1	後期高齢者医療保険料収入	千円 5,900,149 5,900,149
	1 後期高齢者医療保険料収入	

2 使用料及び手数料	1 手 数 料	1 1
3 繰入金	1 一 般 会 計 繰 入 金	1,066,000 1,066,000
4 繰越金	1 繰 越 金	20,898 20,898
5 諸収入	1 延 滞 金 及 び 過 料 金 2 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金 3 市 預 金 利 子	10,952 751 10,200 1
歳 入	合 計	6,998,000

歳 出

款	項	金 額
1 後期高齢者医療事業費	1 総 務 管 理 費	千円 156,817 156,817
2 後期高齢者医療広域連合納付金	1 後期高齢者医療広域連合納付金	6,841,083 6,841,083
3 予備費	1 予 備 費	100 100
歳 出	合 計	6,998,000

令和4年度横須賀市水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和4年度横須賀市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- (1) 給水栓数 197,000栓
- (2) 年間総給水量 57,380,000立方メートル
- (3) 一日平均給水量 157,200立方メートル
- (4) 主要な建設改良事業
 - 配水施設整備事業 事業費 4,890,000千円
 - 小雀系基幹施設整備事業 事業費 302,244千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	入
第1款 水道事業収益	10,703,513千円
第1項 営業収益	9,670,554千円
第2項 営業外収益	1,029,959千円
第3項 特別利益	3,000千円
支 出	
第1款 水道事業費用	9,490,626千円
第1項 営業費用	9,325,585千円
第2項 営業外費用	93,980千円
第3項 特別損失	56,061千円
第4項 予備費	15,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額4,363,224千円は、当年度分損益勘定留保資金2,863,954千円、建設改良積立金209,389千円、繰越利益剰余金処分額884,707千円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額405,174千円で補てんするものとする。）。

収 入	入
第1款 資本的収入	2,633,150千円
第1項 企業債	1,300,000千円
第2項 負担金	133,150千円
第3項 その他資本的収入	1,200,000千円
支 出	
第1款 資本的支出	6,996,374千円
第1項 建設改良費	5,882,688千円
第2項 企業債償還金	1,113,686千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
水道料金等徴収業務委託	令和6年度から 令和10年度まで	2,144,980
水道管整備工事	令和5年度から 令和7年度まで	4,331,226

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
配水施設整備事業費に充当	1,300,000	普通貸借又 は証券発行	8.0%以内 (ただし、利 率見直し方 式で借入れ る資金につ いて、利率 の見直しを 行った後 においては、 当該見直し 後の利率)	政府資金についてはその融資条件により、その他の場合には借入れの日から据置期間を含め、40年以内に償還する。ただし財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は本議決の範囲内で未償還額を借換えすることができる。事業の進捗等により起債額の全部又は一部を翌年度に繰越しあるいは限度額の範囲内において一時借入金又は短期債を起すことができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、1,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 営業費用と営業外費用 (消費税及び地方消費税)
- (2) 営業費用と特別損失 (半原水系統整理費)
- (3) 建設改良費と企業債償還金 (企業債償還金)

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 1,461,896千円
- (2) 交際費 50千円

(他会計からの補助金)

第10条 事業助成のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、11,541千円である。

(利益剰余金の処分)

第11条 繰越利益剰余金のうち884,707千円は、次のとおり処分するものと定める。

- (1) 繰越利益剰余金
 - ア 建設改良積立金 884,707千円

(たな卸資産購入限度額)

第12条 たな卸資産の購入限度額は、100,000千円と定める。

令和4年度横須賀市下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和4年度横須賀市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- (1) 処 理 面 積 5,887ヘクタール
- (2) 年 間 総 処 理 水 量 71,034,000立方メートル
- (3) 一 日 平 均 処 理 水 量 194,600立方メートル
- (4) 主 要 な 建 設 改 良 事 業
管渠、ポンプ場及び終末処理場建設事業 事業費 4,474,226千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 下水道事業収益	15,188,496千円	
第1項 営業収益	9,381,800千円	
第2項 営業外収益	5,782,819千円	
第3項 特別利益	23,877千円	
	支	出
第1款 下水道事業費用	14,851,326千円	
第1項 営業費用	14,126,588千円	
第2項 営業外費用	701,738千円	

第3項 特別損失 8,000千円
 第4項 予備費 15,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額4,444,137千円は、過年度分損益勘定留保資金1,898,949千円、当年度分損益勘定留保資金2,344,286千円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額200,902千円で補てんするものとする。)

	収	入
第1款 資本的収入		7,855,537千円
第1項 企業債		4,646,700千円
第2項 負担金及び分担金		1,618,137千円
第3項 補助金		1,590,700千円
	支	出
第1款 資本的支出		12,299,674千円
第1項 建設改良費		4,704,409千円
第2項 企業債償還金		7,595,265千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
水道料金等徴収業務委託	令和6年度から 令和10年度まで	2,144,980

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
建設改良費に充当	2,588,000	普通貸借又は証券発行	8.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金についてはその融資条件により、その他の場合には借入れの日から据置期間を含め、40年以内に償還する。ただし財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は本議決の範囲内で未償還額を借換えすることができる。事業の進捗等により起債額の全部又は一部を翌年度に繰越しあるいは限度額の範囲内において一時借入金又は短期債を起すことができる。
借換企業債	1,248,700			
資本費平準化債	810,000			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、2,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 営業費用と営業外費用(消費税及び地方消費税)
- (2) 建設改良費と企業債償還金(企業債償還金)

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 1,144,763千円
- (2) 交際費 50千円

(他会計からの補助金)

第10条 事業助成のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、7,080千円である。

令和4年度横須賀市病院事業会計予算

(総則)

第1条 令和4年度横須賀市病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1 市民病院事業

- (1) 病床数
 - 一般病床 482床
 - 感染症病床 476床
 - 6床
- (2) 年間患者数
 - 入院 75,555人
 - 外来 138,296人

(3) 一日平均患者数	
入 院	207人
外 来	472人
(4) 主要な建設改良事業	
建 物 改 修	202,200千円
有形固定資産購入	200,792千円
2 うわまち病院事業	
(1) 病 床 数	417床
一 般 病 床	367床
療 養 病 床	50床
(2) 年 間 患 者 数	
入 院	111,690人
外 来	131,850人
(3) 一日平均患者数	
入 院	306人
外 来	450人
(4) 主要な建設改良事業	
有形固定資産購入	260,404千円
新市立病院建設事業	934,796千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 市民病院事業収益		749,000千円
第1項 医 業 収 益		420,550千円
第2項 医 業 外 収 益		327,450千円
第3項 特 別 利 益		1,000千円
第2款 うわまち病院事業収益		743,000千円
第1項 医 業 収 益		274,801千円
第2項 医 業 外 収 益		467,199千円
第3項 特 別 利 益		1,000千円
合 計		1,492,000千円
	支	出
第1款 市民病院事業費用		793,000千円
第1項 医 業 費 用		774,752千円
第2項 医 業 外 費 用		16,248千円
第3項 特 別 損 失		1,000千円
第4項 予 備 費		1,000千円
第2款 うわまち病院事業費用		662,000千円
第1項 医 業 費 用		644,176千円
第2項 医 業 外 費 用		15,824千円
第3項 特 別 損 失		1,000千円
第4項 予 備 費		1,000千円
合 計		1,455,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額555,200千円は、過年度分損益勘定留保資金409,834千円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額145,366千円で補てんするものとする。）。

	収	入
第1款 市民病院資本的収入		376,200千円
第1項 企 業 債		376,200千円
第2款 うわまち病院資本的収入		1,193,600千円
第1項 企 業 債		1,193,600千円
合 計		1,569,800千円
	支	出
第1款 市民病院資本的支出		655,000千円
第1項 建 設 改 良 費		402,992千円
第2項 企 業 債 償 還 金		252,008千円
第2款 うわまち病院資本的支出		1,470,000千円
第1項 建 設 改 良 費		1,266,613千円
第2項 企 業 債 償 還 金		203,387千円
合 計		2,125,000千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
-----------	-------	-----------	-----	-----------

市民病院建物改修費に充当	191,900	普通貸借又は証券発行	8.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借られる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金についてはその融資条件により、その他の場合には借入れの日から据置期間を含め、30年以内に償還する。ただし財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は本議決の範囲内で未償還額を借換えすることができる。事業の進捗等により起債額の全部又は一部を翌年度に繰越しあるいは限度額の範囲内において一時借入金又は短期債を起すことができる。
市民病院有形固定資産購入費に充当	184,300			
うわまち病院有形固定資産購入費に充当	259,000			
うわまち病院新市立病院建設事業費に充当	934,600			

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、次のとおりと定める。

- 1 市民病院事業 600,000千円
- 2 うわまち病院事業 600,000千円

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- 1 市民病院事業
 - (1) 予定支出の各項間の経費
 - 2 うわまち病院事業
 - (1) 予定支出の各項間の経費

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- 1 市民病院事業
 - (1) 職員給与費 37,168千円
 - (2) 交際費 50千円
- 2 うわまち病院事業
 - (1) 職員給与費 108,581千円
 - (2) 交際費 50千円

(他会計からの補助金)

第9条 事業助成のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、次のとおりである。

- 1 市民病院事業 7,000千円
- 2 うわまち病院事業 7,000千円

(重要な資産の取得)

第10条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

- 1 市民病院事業

種 類	名 称	数 量
医療機械	血管撮影装置	一 式

横須賀市告示第56号

文化会館条例(昭和40年横須賀市条例第12号)第4条第4項の規定により、文化会館の利用料金について次のとおり承認しました。

令和4年4月1日

横須賀市長 上 地 克 明

- 1 利用料金を承認した施設
文化会館条例第2条に掲げる施設
- 2 利用料金の額
 - (1) 横須賀市文化会館
 - ア 大ホール

区 分	使 用 料	
	平 日	土曜日、日曜日 及び休日
午 前	円 13,570	円 22,620
午 後	22,630	33,950
夜 間	33,940	45,250
午前・午後	36,200	56,570
午後・夜間	56,570	79,200
全 日	70,140	101,820

備考

- (1) 午前とは午前9時から正午まで、午後とは午後1時から午後5時まで、夜間とは午後6時から午後10時まで、午前・午後とは午前9時から午後5時まで、午後・夜間とは午後1時から午後10時まで、全日とは午前9時から午後10時までをいう(イ及びウの表並びに第2号ア及びイの表において同じ。)
- (2) 使用料には、大ホールのほか、楽屋及び主催者控室の使用分を含む。ただし、楽屋は、指定した室とする。
- (3) 本番の舞台の設営及び撤去又は舞台練習のため舞台のみを使用するときの使用料は、規定の使用料に10分の7を乗じて得た額(その額に、5円未満の端数があるときはこれを切り捨てるものとし、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げるものとする。)とする。
- (4) 申込み時間を超過し、又は繰り上げて使用するときの使用料は、超過又は繰り上げ時間1時間につき、規定の使用料に10分の3を乗じて得た額(その額に、5円未満の端数があるときはこれを切り捨てるものとし、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げるものとする。)とする。
- (5) 商業宣伝若しくは収益を目的として使用するとき又は入場料(これに類するものを含む。以下同じ。)

の最高額が3,001円以上のときの使用料は、規定の使用料に10分の10を乗じて得た額を加算する。

(6) 休日とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。

(7) 使用期日の60日前の日以降に使用の申請をするとき（第5号に該当する場合を除く。）の使用料は、規定の使用料に10分の7を乗じて得た額（その額に、5円未満の端数があるときはこれを切り捨てるものとし、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げるものとする。）とする。

イ 中ホール及び展示室

施設	区分	使用料	
		平日	土曜日、日曜日及び休日
中ホール	午前	円 3,400	円 5,650
	午後	4,520	6,790
	夜間	5,650	9,050
	午前・午後	7,920	12,440
	午後・夜間	10,170	15,840
	全日	13,570	21,490
展示室	午前	2,360	3,560
	午後	3,560	4,720
	夜間	4,720	5,910
	午前・午後	5,920	8,280
	午後・夜間	8,280	10,630
	全日	10,640	14,190

備考

(1) 申込み時間を超過し、又は繰り上げて使用するときの使用料は、超過又は繰上げ時間1時間につき、規定の使用料に10分の3を乗じて得た額（その額に、5円未満の端数があるときはこれを切り捨てるものとし、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げるものとする。）とする。

(2) 使用者が入場料を徴収するときの使用料は、規定の使用料に10分の5を乗じて得た額（その額に、5円未満の端数があるときはこれを切り捨てるものとし、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げるものとする。）を加算する。

(3) 商業宣伝又は収益を目的として使用するときの使用料は、規定の使用料に10分の20を乗じて得た額を加算する。

ウ 市民ギャラリー

施設	区分	使用料	
		平日	土曜日、日曜日及び休日
第1ギャラリー	午前	円 5,660	円 7,920
	午後	6,780	9,050
	夜間	9,050	11,320
	午前・午後	12,440	16,970
	午後・夜間	15,830	20,370
	全日	21,490	28,290
第2ギャラリー	午前	3,400	4,520
	午後	4,520	5,650
	夜間	5,650	7,920
	午前・午後	7,920	10,170

	午後・夜間	10,170	13,570
	午後・夜間	10,170	13,570

備考

(1) 使用期日の60日前の日以降に使用の申請をするとき（使用者が入場料を徴収するときを除く。）の使用料は、規定の使用料に10分の7を乗じて得た額（その額に、5円未満の端数があるときはこれを切り捨てるものとし、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げるものとする。）とする。

(2) 前号に規定するもののほか、使用料の算定については、イの表備考に関する部分の規定（第3号を除く。）を適用する。

エ 会議室

施設	区分	使用料
第1会議室	午前9時から午後10時まで1時間につき	円 740
第2会議室		610
第3会議室		380
第4会議室		260
第5会議室		510
第6会議室(和室)		380

オ 駐車場

	区分		使用料
普通自動車	午前7時30分から午後11時まで	1回1時間まで	円 0
		1回1時間を超え4時間まで	320
		1回4時間を超えた場合は、320円に4時間を超えた時間30分までごとに210円を加算する。	
	上記以外の時間	30分までごとに	100
大型自動車等	午前8時30分から午後10時まで	1回	2,000

備考

(1) 駐車場に入場できる時間は、午前7時30分から午後11時まで、出場できる時間は、終日とする。

(2) 午前7時30分前から連続して駐車するときの午前7時30分から午後11時までの使用料は、この表の規定にかかわらず、30分までごとに210円とする。

(3) 午後7時から午前7時30分までの間に普通自動車を駐車させる場合の使用料は、1,000円を限度とする。

(2) 横須賀市はまゆう会館

ア ホール

区分	使用料	
	平日	土曜日、日曜日及び休日
午前	円 5,660	円 9,050
午後	9,050	13,570
夜間	13,570	18,110
午前・午後	14,710	22,620
午後・夜間	22,620	31,680

全 日	28,280	40,730
-----	--------	--------

備考

- (1) 使用料には、ホールのほか、楽屋（会議室兼控室）の使用分を含む。ただし、楽屋は、指定した室とする。
- (2) 前号に規定するもののほか、使用料の算定については、前号アの表備考に関する部分の規定（第2号を除く。）を適用する。

イ 展示ギャラリー、多目的室及びリハーサル室

施 設	区 分	使 用 料	
		平 日	土曜日、日曜日及び休日
展示ギャラリー	午 前	円 3,400	円 4,520
	午 後	4,520	6,220
	夜 間	6,220	7,350
	午前・午後	7,920	10,740
	午後・夜間	10,740	13,570
	全 日	14,140	18,090
多目的室	午 前	2,360	3,550
	午 後	3,560	4,730
	夜 間	4,720	6,500
	午前・午後	5,920	8,280
	午後・夜間	8,280	11,230
全 日	10,640	14,780	
リハーサル室	午 前	1,180	1,770
	午 後	1,770	2,370
	夜 間	2,370	3,550
	午前・午後	2,950	4,140
	午後・夜間	4,140	5,920
全 日	5,320	7,690	

備考

- (1) 展示ギャラリーの使用料については、使用期日の60日前の日以降に使用の申請をするとき（商業宣伝若しくは収益を目的として使用するとき又は使用者が入場料を徴収するときを除く。）の使用料は、規定の使用料に10分の7（令和4年4月1日から同年9月30日までの使用にあっては、スライディングウォールを使用しないときは10分の5）を乗じて得た額（その額に、5円未満の端数があるときはこれを切り捨てるものとし、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げるものとする。）とする。
- (2) 多目的室の使用料については、使用期日の60日前の日以降に使用の申請をするとき（商業宣伝若しくは収益を目的として使用するとき又は使用者が入場料を徴収するときを除く。）の使用料は、規定の使用料に10分の8を乗じて得た額（その額に、5円未満の端数があるときはこれを切り捨てるものとし、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げるものとする。）とする。ただし、令和4年4月1日から同年9月30日までの使用については、この限りでない。
- (3) 前2号に規定するもののほか、展示ギャラリー及び多目的室の使用料については、前号イの表備考に関する部分の規定を適用する。
- (4) リハーサル室の2分の1を使用するときの使用料

は、規定の使用料に10分の5を乗じて得た額（その額に、5円未満の端数があるときはこれを切り捨てるものとし、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げるものとする。）とする。

(5) リハーサル室を申込み時間を超過し、又は繰り上げて使用するときの使用料は、超過又は繰上げ時間1時間につき、規定の使用料に10分の3を乗じて得た額（その額に、5円未満の端数があるときはこれを切り捨てるものとし、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げるものとする。）とする。

ウ 談話室

施 設	区 分	使用料
第1談話室	午前9時から午後10時まで1時間につき	円 740
		740

備考 第2談話室の2分の1を使用するときの使用料は、規定の使用料の5割とする。

横須賀市告示第57号

健康増進センター条例（平成12年横須賀市条例第65号）第4条第4項の規定により、健康増進センターの利用料金について次のとおり承認しました。

令和4年4月1日

横須賀市長 上 地 克 明

- 1 利用料金を承認した施設
健康増進センター条例第2条に掲げる施設（健康増進部門に限る。）
- 2 利用料金の額

	区 分	金 額
中学生以下の者	1回につき	円 370
	回数券（11回分）	3,670
その他の者	1回につき	730
	回数券（11回分）	7,330
	回数券（90回分）	52,380
	定期券（2箇月有効。ただし、土曜日、日曜日及び休日以外の日の使用に限る。）	10,480
	定期券（2箇月有効）	15,720

備考

- 1 障害者のうち健康増進センター条例施行規則（平成12年横須賀市規則第93号）第4条第1項で定める者の入場料は、中学生以下の者については1回につき180円、その他の者については1回につき370円とする。
- 2 前項の障害者を介助する者（障害者1人につき1人を限度とする。）の入場料は、1回につき370円とする。
- 3 休日とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。

横須賀市告示第58号

平成25年横須賀市告示第65号（旅館業条例に基づく国、地方公共団体又は公共的団体が設置する青少年の健全な育成を図るための施設、スポーツ施設その他の施設の指定について）の一部を次のように改正します。

令和4年4月1日

横須賀市長 上 地 克 明

本則の表追浜コミュニティセンター南館の項及び横須賀市立本公郷青少年の家の項を削る。

横須賀市告示第59号

平成17年横須賀市告示第103号(要保護児童対策地域協議会の設置について)の一部を次のように改正します。

令和4年4月1日

横須賀市長 上 地 克 明

第2項中「横須賀市子ども家庭支援センター子ども家庭支援課」を「横須賀市民生局子ども家庭支援センター子ども家庭支援課」に改め、第3項の表横須賀市私立幼稚園協会の項中「横須賀市私立幼稚園協会」を「横須賀市私立幼稚園・認定子ども園協会」に改める。

横須賀市告示第60号

廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例(平成5年横須賀市条例第21号)第6条の規定による一般廃棄物処理の実施計画を次のとおり定めます。

令和4年4月1日

横須賀市長 上 地 克 明

- 1 実施期間
令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
- 2 処理区域
市内全域
- 3 ごみ処理実施計画

(1) 排出量
計画総排出量123,766トン

種 類		排出量	処理区分
燃せるごみ		83,276	ア 焼却 イ 資源化
不燃ごみ		1,280	ア 焼却 イ 資源化 ウ 埋立て
資源ごみ		15,941	資源化
缶・びん・ペットボトル		6,197	
容器包装プラスチック		7,180	
乾電池		104	
充電式電池		0	
小型家電		45	
段ボール、紙パック、その他の紙		12	
枝・草		2,400	
集団資源回収品目		3	
粗大ごみ		5,089	ア 焼却 イ 資源化 ウ 破碎不適物処理 エ 埋立て
集団資源回収		18,180	資源化
合 計		123,766	
他市受入れ	燃せるごみ	8,705	ア 焼却 イ 資源化
	不燃ごみ	202	ア 焼却 イ 資源化 ウ 埋立て
	粗大ごみ	379	ア 焼却 イ 資源化 ウ 破碎不適物処理 エ 埋立て

小動物の死体	収集	2,132体	火葬
	直接搬入	7,447体	

注 排出量は、小数点以下の端数を四捨五入した数量とする。

- (2) ごみの発生・排出抑制のための方策
 - ア 発生抑制(リデュース)
 - ・ごみ発生抑制の推進啓発
 - ・生ごみ減量化処理機器の購入費補助
 - イ 再生利用(リサイクル)
 - ・集団資源回収実施団体等への奨励金交付
 - ・サンデーリサイクルの実施
 - ・水銀使用廃製品の回収
 - ・小型充電式電池の回収
 - ウ その他周知・啓発
 - ・児童や生徒に対するごみ教室の開催
 - ・パンフレット、広報紙、ホームページ等による情報提供及び周知啓発
 - ・ごみトーク、ごみ問題学習会の開催
 - ・ごみダイエット推進員活動の推進
 - ・リサイクル学習事業の実施支援
 - ・リサイクル体験教室の開催

(3) 収集運搬等計画 単位：トン

区 分	排出量	収集方法等	収集等の主体
定日収集	78,782		市直営及び委託業者
燃せるごみ	64,186	ごみ集積所における週2回収集	
不燃ごみ	1,224	ごみ集積所における月2回収集	
缶・びん・ペットボトル	6,194	ごみ集積所における週1回収集	
容器包装プラスチック	7,178		
許可収集	18,690	排出者との契約による収集	許可業者
乾電池・小型家電収集	149	拠点収集	市直営
粗大ごみ収集	1,250	申込による戸別収集	委託業者
散乱ごみ等収集	1	巡回による回収	
臨時収集	787	申込による収集	市直営
直接搬入	5,927	排出者による搬入	排出者
合 計	105,586		
小動物の死体	9,579体	申込による収集及び搬入	委託業者及び搬入者

(4) 中間処理計画・最終処分計画

ア 焼却 単位：トン

横須賀ごみ処理施設 焼却施設搬入量		横須賀ごみ処理施設 焼却施設搬出量	
燃せるごみ(処理残さを含む。)	97,999	焼却灰溶融等	10,514

イ 粗大・不燃 単位：トン

横須賀ごみ処理施設 不燃ごみ等選別施設搬入量		横須賀ごみ処理施設 不燃ごみ等選別施設搬出量	
粗大ごみ	5,468	焼却	5,007
		資源化	964

不燃ごみ	1,485	破碎不適物等処理	178
		埋立て	804
合 計	6,953	合 計	6,953

ウ 積替保管 単位：トン

積替保管施設搬入量		積替保管施設搬出量	
枝・草	2,400	資源化	2,400
合 計	2,400	合 計	2,400

エ 資源化 単位：トン

リサイクルプラザ搬入量		リサイクルプラザ搬出量	
缶・びん・ペットボトル	6,197	スチール缶	584
		アルミ缶	750
		無色のびん	786
		茶色のびん	596
		その他の色のびん	400
		ペットボトル	1,509
容器包装プラスチック	7,180	容器包装プラスチック	7,180
段ボール、紙パック、その他の紙 (集団資源回収分4,604トンを含む。)	4,616	段ボール	3,710
		紙パック	66
		その他の紙	789
		ガラス残さ(資源化)	929
		異物(可燃)	277
		異物(不燃)	3
		水分	414
合 計	17,993	合 計	17,993

オ 小動物火葬
火葬量 9,579 体
カ その他
乾電池 104トン
充電式電池 0トン
小型家電 45トン

注 排出量は、小数点以下の端数を四捨五入した数量とする。

(5) 資源化量単位：トン

種 類	資源化量	資源化の方法
缶・びん・ペットボトル	5,554	選別、圧縮又は圧縮こん包
容器包装プラスチック	7,180	
段ボール、紙パック、その他の紙(集団資源回収分を含む。)	4,565	
金属粗大	160	選別又は破碎・選別
鉄類、アルミ	802	
家具	0	
焼却灰	7,696	事業者による資源化
乾電池	104	
充電式電池	0	
小型家電	47	
蛍光管類	43	
新聞、雑誌、古着・古布類、缶以外の金属(集団資源回収による。)	12,802	
枝・草	2,400	
合 計	41,353	

注 資源化量は、小数点以下の端数を四捨五入した数量とする。

(6) 処理施設の概要

名称	横須賀ごみ処理施設焼却施設	横須賀ごみ処理施設不燃ごみ等選別施設	リサイクルプラザ	積替保管施設
所在地	横須賀市長坂5丁目1番1号	横須賀市長坂5丁目1番1号	横須賀市浦郷町5丁目2931番地	横須賀市長坂5丁目3656番地
処理方式等	焼却(全連続燃焼式ストーカ炉)	破碎・選別	選別・圧縮・圧縮こん包・保管	積替保管
処理能力等	360トン/日(24時間) (120トン×3基)	30トン/日(5時間)	220トン/日(5時間)	972.81平方メートル(延床面積)

4 生活排水処理実施計画

(1) し尿世帯数、浄化槽清掃回数及び収集量(委託)

単位：キロリットル

区 分		世帯数・回数	収 集 量
し尿	一般家庭	330世帯	580
	仮設便所等	3,990回	1,270
	計		1,850
浄化槽	単独処理・小型合併処理浄化槽	個人住宅	3,860回 5,800
		共同住宅	840回 3,500
	小計	4,700回	9,300
	大型合併処理浄化槽	80回	1,400
	計	4,780回	10,700
収 集 量 の 合 計			12,550

(2) 持込量(許可収集) 単位：キロリットル

区 分	持 込 量
し尿	850

(3) 処分量(下水道投入) 単位：キロリットル

区 分	下 水 道 投 入 量
し尿・浄化槽汚泥	13,400

5 その他

やむを得ない特別な理由があるときは、ごみ処理実施計画及び生活排水処理実施計画を変更することがある。

公 告

横須賀市公告第58号

予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定により、次のとおり予防接種を実施します。

令和4年4月1日

横須賀市長 上地克明

- 1 予防接種の種類及び対象者
 - (1) ジフテリア、百日せき、急性灰白髄炎及び破傷風
 - ア 第1期初回接種者
生後3月から生後90月に至るまでの間にある方
 - イ 第1期追加接種者
第1期初回接種終了後6月を経過し、生後90月に至るまでの間にある方
 - ウ 第2期接種者（ジフテリア及び破傷風に限る。）
11歳以上13歳未満の方
 - (2) 麻しん及び風しん
 - ア 第1期接種者
生後12月から生後24月に至るまでの間にある方
 - イ 第2期接種者
平成28年4月2日から平成29年4月1日までの出生者
 - (3) 日本脳炎
 - ア 第1期初回接種者
生後6月から生後90月に至るまでの間にある方
 - イ 第1期追加接種者
第1期初回接種終了後12月を経過し、生後90月に至るまでの間にある方
 - ウ 第2期接種者
9歳以上13歳未満の方
 - エ 特例対象者
平成7年4月2日から平成19年4月1日までの間に生まれた方であって、日本脳炎の予防接種のうち4回の接種を受けていない20歳未満の方
 - (4) 結核
1歳に至るまでの間にある方
 - (5) Hib感染症
生後2月から生後60月に至るまでの間にある方
 - (6) 肺炎球菌感染症（小児がかかるものに限る。）
生後2月から生後60月に至るまでの間にある方
 - (7) ヒトパピローマウイルス感染症
 - ア 平成18年4月2日から平成23年4月1日までに出生した女子
 - イ 特例対象者
平成9年4月2日から平成20年4月1日までの間に生まれた方であって、ヒトパピローマウイルス感染症の予防接種を受けていない方
 - (8) 水痘
生後12月から生後36月に至るまでの間にある方
 - (9) B型肝炎
1歳に至るまでの間にある方
 - (10) ロタウイルス感染症
生後6週に至った日の翌日から、ワクチンの種類ごとに、次に掲げる日までの間にある方
 - ア 経口弱毒生ヒトロタウイルスワクチン 生後24週に至る日の翌日まで
 - イ 5価経口弱毒生ロタウイルスワクチン 生後32週に至る日の翌日まで
- 2 実施場所
当該予防接種を行う医師として市長が指定した医療機関
- 3 実施期間
令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
- 4 予防接種を受けることが適当でない者
被接種者が次のいずれかに該当すると認められる場合は、予防接種を行わない。ただし、被接種者が当該予防接種に係る疾病に感染するおそれがあり、かつ、その予防接種により著しい障害をきたすおそれがないと認められる場合は、この限りでない。
 - (1) 明らかな発熱を呈している方

- (2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな方
 - (3) 当該疾病に係る予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことがあることが明らかな方
 - (4) 妊娠していることが明らかな方
 - (5) ロタウイルス感染症に係る予防接種にあっては、腸重積症の既往歴のあることが明らかな方、先天性消化管障害を有する方（その治療が完了した方を除く。）及び重症複合免疫不全症の所見が認められる方
 - (6) 前各号に掲げる方のほか、予防接種を行うことが不適当な状態にある方
- 5 料金
原則として無料とする。

横須賀市公告第59号

予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定により、風しんの予防接種を次のとおり実施します。

令和4年4月1日

横須賀市長 上地克明

- 1 予防接種の対象者
第5期接種者
昭和37年4月2日から昭和54年4月1日までの間に生まれた男性（風しんに係る抗体検査を受けた結果、十分な量の風しん抗体があることが判明し、当該予防接種を行う必要がないと認められる者を除く。）
- 2 実施場所
全国の風しん第5期定期接種受託医療機関
- 3 実施期間
令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
- 4 予防接種を受けることが適当でない者
被接種者が次のいずれかに該当すると認められる場合は、予防接種を行わない。ただし、被接種者が当該予防接種に係る疾病に感染するおそれがあり、かつ、その予防接種により著しい障害をきたすおそれがないと認められる場合は、この限りでない。
 - (1) 明らかな発熱を呈している方
 - (2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな方
 - (3) 当該疾病に係る予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことがあることが明らかな方
 - (4) 前3号に掲げる方のほか、予防接種を行うことが不適当な状態にある方
- 5 料金
無料

横須賀市公告第60号

予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定により、肺炎球菌感染症の予防接種を実施します。

令和4年4月1日

横須賀市長 上地克明

- 1 予防接種の対象者
次のいずれかに該当する方。ただし、過去に当該予防接種を受けた方は除く。
 - (1) 令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳又は100歳となる方
 - (2) 60歳以上65歳未満の方であって、心臓、腎臓若しくは呼吸器の機能に自己の身の日常生活活動が極度に制限される程度の障害を有する者又はヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する方
- 2 実施場所
当該予防接種を行う医師として市長が指定した医療機関
- 3 実施期間
令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
- 4 予防接種を受けることが適当でない者
被接種者が次のいずれかに該当すると認められる場合は、予防接種を行わない。ただし、被接種者が当該予防接種に係る疾病に感染するおそれがあり、かつ、その予防接種により

著しい障害をきたすおそれがないと認められる場合は、この限りでない。

- (1) 明らかな発熱を呈している方
- (2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな方
- (3) 当該疾病に係る予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことがあることが明らかな方
- (4) 前3号に掲げる方のほか、予防接種を行うことが不適当な状態にある方

5 料金

3,000円(生活保護法(昭和25年法律第144号)に基づく保護又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)に基づく支援給付を受けている方は無料)

訓 令 甲

横須賀市訓令第1号

事務分掌規則施行上の留意事項について(平成10年横須賀市訓令第2号)の一部を次のように改正する。

令和4年4月1日

横須賀市長 上 地 克 明

列記事項第1項中第9号から第11号までを削り、第8号を第11号とし、第1号から第7号までを3号ずつ繰り下げ、同項に第1号から第3号までとして次の3号を加える。

- (1) 各部が横須賀市危機管理指針に基づき、担当する事項の計画マニュアルを策定する場合は、市長室危機管理課と協議すること。
- (2) 各部において横須賀市危機管理指針に基づき水防訓練その他の危機事案対処のための訓練を実施する場合は、市長室危機管理課と協議すること。
- (3) 各部において担当する事項に関する防災協定等の締結を行う場合は、市長室危機管理課と協議すること。

列記事項第1項第12号及び第13号を次のように改める。

- (12) 民生委員児童委員の協力を得て事務を行う場合及び民生委員児童委員に対して発送する文書(個人的なものを除く。)は、民生局福祉こども部福祉総務課に合議すること。
- (13) 町内会・自治会、連合町内会等の協力を得て事務を行う場合及び市民組織に対して発送する文書(個人的なものを除く。)は、民生局地域支援部地域コミュニティ支援課に合議すること。

列記事項第2項第1号を次のように改める。

- (1) 市長室人権・ダイバーシティ推進課
「人権擁護及びダイバーシティに係る施策の連絡調整及び推進に関すること」は、同和対策事業について団体の総合窓口となり、関係部の連絡調整を行うことを含むものであること。

列記事項第2項中第11号を削り、第10号を第11号とし、第3号から第9号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 経営企画部広報課
「広報刊行物の発行その他広報活動に関すること」は、横須賀市ホームページの管理、横須賀市コールセンター事業の運用及び各部において行う市民に対する広報活動の調整の事務を含むものであること。

列記事項第2項第12号列記以外の部分中「市民部窓口サービス課」を「民生局地域支援部窓口サービス課」に改め、同項第14号を削り、同項第13号中「福祉部健康保険課」を「民生局健康部健康保険課」に改め、同号を同項第14号とし、同項第12号の次に次の1号を加える。

- (13) 民生局健康部健康総務課
「保健所の存する建物の管理に関すること」は、保健所の存する建物のうち、本市の専有する部分に限るものとする。

列記事項第2項第15号を削り、同項第16号中「資源循環部資

源循環政策課」を「環境部環境政策課」に改め、同号を同項第15号とし、同項第17号を同項第16号とし、同項第18号を同項第17号とし、同号の次に次の1号を加える。

- (18) 建設部公園管理課
「公園及び運動場の使用許可に関すること」は、公園及び運動場の使用許可並びに使用料の徴収事務を行うものであること。なお、運動場の使用を許可するに当たっては、関係部と協議し、申請者の便宜と運動場の効率的な利用を図ること。

列記事項第2項第19号中「保健所健康づくり課」を「保健所企画課」に改める。

附 則

この規程は、令達の日から施行する。

横須賀市訓令第2号

公共施設マネジメント戦略会議設置規程(平成29年横須賀市訓令第13号)の一部を次のように改正する。

令和4年4月1日

横須賀市長 上 地 克 明

別表を次のように改める。

別表(第2条関係)

市長 副市長 上下水道局長 教育長 民生局長 行政組織条例(昭和44年横須賀市条例第24号)第1条第1項各号に掲げる部の部長及び担当部長 上下水道局事務分掌規程(昭和42年横須賀市水道企業管理規程第1号)第2条各号に掲げる部の部長 消防局長 議会議長 教育委員会事務局等事務分掌規則(平成10年横須賀市教育委員会規則第3号)第2条各号に掲げる部の部長 選挙管理委員会事務局 監査委員事務局
--

附 則

この規程は、令達の日から施行する。

横須賀市訓令第3号

自殺対策推進本部設置規程等の一部を次のように改正する。

令和4年4月1日

横須賀市長 上 地 克 明

(自殺対策推進本部設置規程の一部改正)

第1条 自殺対策推進本部設置規程(平成30年横須賀市訓令第8号)の一部を次のように改正する。

第5条中「民生局健康部保健所健康づくり課」を「民生局健康部保健所保健予防課」に改める。

(危機事案対策本部等設置規程の一部改正)

第2条 危機事案対策本部等設置規程(平成17年横須賀市訓令第14号)の一部を次のように改正する。

第6条及び第7条第2項中「市民部長」を「市長室長」に改める。

第8条中「市民部危機管理課」を「市長室危機管理課」に改める。

(福祉事務所専決規程の一部改正)

第3条 福祉事務所専決規程(平成17年横須賀市訓令第7号)の一部を次のように改正する。

第5条の見出しを「(介護保険課長専決事項)」に改め、同条中「健康長寿課長」を「介護保険課長」に改める。

第6条の見出しを「(子育て支援課長専決事項)」に改め、同条中「保育課長」を「子育て支援課長」に改める。

(児童相談所専決規程の一部改正)

第4条 児童相談所専決規程(令和3年横須賀市訓令第4号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第26条の2第1項」を「第25条第1項」に改める。

(電子署名取扱規程の一部改正)

第5条 電子署名取扱規程(令和2年横須賀市訓令第9号)の一部を次のように改正する。

別表市長(公園建設課)の項中「環境政策部公園建設課長」を「建設部公園建設課長」に改める。

(横須賀市職員人事評価規程の一部改正)
第6条 横須賀市職員人事評価規程(平成18年横須賀市訓令甲第14号)の一部を次のように改正する。

別表担当者級職員の項中「こども育成部保育課長」を「民生局福祉こども部子育て支援課長」に改める。

(高齢者虐待防止センター設置規程の一部改正)
第7条 高齢者虐待防止センター設置規程(平成19年横須賀市訓令甲第12号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第13条地域福祉課の部第7号」を「第12条地域福祉課の部第5号」に、「民生局福祉部地域福祉課事務室」を「民生局福祉こども部地域福祉課事務室」に改める。

(よこすか成年後見センター設置規程の一部改正)
第8条 よこすか成年後見センター設置規程(令和2年横須賀市訓令甲第16号)の一部を次のように改正する。

第1条中「民生局福祉部地域福祉課事務室」を「民生局福祉こども部地域福祉課事務室」に改める。

附 則
この規程は、令達の日から施行する。

横須賀市訓令甲第4号

専決規程(平成8年横須賀市訓令甲第3号)の一部を次のように改正する。

令和4年4月1日

横須賀市長 上 地 克 明

別表第1第7項中「教育機関」の次に「(横須賀美術館を除く。)」を加え、「美術館にあっては美術館運営課長」を削る。

別表第2建設の項中「技術管理課検査」を「土木計画課検査」に改める。

別表第3第2項の表以外の部分中「(健康安全科学センターを除く。)」を削り、同表第4項の表海外出張命令の項の次に次のように加える。

特殊な身分証 票の交付		全般			
----------------	--	----	--	--	--

別表第3第7項を削り、同表第8項を同表第7項とし、同表注に関する部分第3項中「第8項」を「第7項」に改める。

別表第4第1項の表物品の項中「資源循環部(資源循環施設課)」を「環境部(環境施設課)」に、「土木部」を「建設部」に、「(資源循環部)」を「(環境部)」に改め、同表第2項の表土地の寄附採納・帰属の項中「土木部長」を「建設部長」に改め、同表第3項の表に次のように加える。

美術館資料 (文化スポーツ観光部美術館運営課に限る。)				1 閲覧・貸出し
				2 寄贈採納
				3 廃棄処分

附 則
この規程は、令達の日から施行する。

横須賀市訓令甲第5号

市長の権限に属する事務の補助執行に関する規程(平成9年横須賀市訓令甲第4号)の一部を次のように改正する。

令和4年4月1日

横須賀市長 上 地 克 明

第2条各号列記以外の部分中「教育機関」の次に「(横須賀美術館を除く。)」を加える。

附 則
この規程は、令達の日から施行する。

横須賀市訓令甲第6号

公文書管理規程(平成21年横須賀市訓令甲第8号)の一部を次のように改正する。

令和4年4月1日

横須賀市長 上 地 克 明

第7条第1項ただし書中「(という。)」の次に「及び同規則

第28条第2項の規定により徴した請書その他これに準ずる書面(以下「請書等」という。)」を加える。

第10条第2項前段中「見積書又は」を「見積書、請書等又は」に改める。

附 則

この規程は、令達の日から施行する。

横須賀市訓令甲第7号

市役所本庁行政センター間における戸籍文書取扱規程(昭和27年横須賀市訓令甲第15号)の一部を次のように改正する。

令和4年4月1日

横須賀市長 上 地 克 明

第1号様式中「市民部窓口サービス課」を「担当課」に改める。

附 則

この規程は、令達の日から施行する。

横須賀市訓令甲第8号

人事評価制度の運用等に関する委員会設置規程(平成18年横須賀市訓令甲第16号)の一部を次のように改正する。

令和4年4月1日

横須賀市長 上 地 克 明

第1条中「適切に」を削り、「苦情等」を「及び人事評価制度構築に関する意見交換をし、並びに苦情等」に改める。

第3条第6号を削る。

第14条を第15条とする。

第13条中「第7条第1項」を「第8条第1項」に改め、同条を第14条とする。

第12条を第13条とし、第7条から第11条までを1条ずつ繰り下げる。

第6条第1項中「適切な運用」を「運用及び人事評価制度構築に関する意見交換」に改め、同条を第7条とする。

第5条を第6条とし、第4条を第5条とし、第3条の次に次の1条を加える。

(臨時委員)

第4条 委員会に、職員の苦情等に関する事項を審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

2 臨時委員は、職員団体が推薦する職員のうち市長が任命する者とする。

3 臨時委員の任期は、第1項に係る事案の審議期間とする。

第1号様式中「(第7条第1項関係)」を「(第8条第1項関係)」に、「氏名 ㊦」を「氏名」に改める。

第2号様式中「(第9条第1項関係)」を「(第10条第1項関係)」に改める。

附 則

この規程は、令達の日から施行する。

横須賀市訓令甲第9号

職員任免手続規程(昭和28年訓令甲第1号)の一部を次のように改正する。

令和4年4月1日

横須賀市長 上 地 克 明

本則に次の1条を加える。
(庶務事務システムによる処理)

第10条 この規程の規定により交付等をする事とされている通知書については、庶務事務システム(職員のサービスの管理、給与の支給等に関する事務を行うための電子情報処理組織で、総務部人事課が所管するものをいう。以下同じ。)を使用することが適当でない場合として市長が別に定める場合を除き、庶務事務システムにより作成する電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。)をもって代えることができる。

附 則

この規程は、令達の日から施行する。

横須賀市訓令第10号

職員服務規程（昭和36年横須賀市訓令第7号）の一部を次のように改正する。

令和4年4月1日

横須賀市長 上 地 克 明

第2条の2第1項第3号を同項第4号とし、同項第2号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

(2) 在宅勤務（職員の自宅その他これに準ずるものとして所属長が認める場所における勤務をいう。以下同じ。）をするとき。

第3条第1項中「その他」を「、在宅勤務をする場合その他」に改める。

第5条の次に次の1条を加える。

（在宅勤務）

第5条の2 職員は、在宅勤務をすることができる。

2 職員は、在宅勤務をするときは、あらかじめ所属長の承認を受けなければならない。

3 所属長は、前項に規定する承認の申請があった場合において、公務の運営に支障がないと認められるときその他別に定める要件を満たすと認められるときは、当該職員が在宅勤務をすることを承認するものとする。

4 前3項に定めるもののほか、在宅勤務に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、令達の日から施行する。

横須賀市訓令第11号

職員出勤簿管理規程（平成25年横須賀市訓令第8号）の一部を次のように改正する。

令和4年4月1日

横須賀市長 上 地 克 明

第4条第1項第1号中「出張等」を「在宅勤務、出張等」に改める。

別表第1中「（第4条第1項第1号関係）」を「（第4条第1項関係）」に改め、同表第2号を同表第3号とし、同表第1号を同表第2号とし、同表に第1号として次の1号を加える。

(1) 在宅勤務をする場合の表示 在宅

別表第2中「（第4条第1項第2号関係）」を「（第4条第1項関係）」に改める。

別表第3中「（第4条第1項第3号関係）」を「（第4条第1項関係）」に改める。

別表第4中「（第4条第1項第4号関係）」を「（第4条第1項関係）」に改める。

附 則

この規程は、令達の日から施行する。

横須賀市訓令第12号

当直規程（昭和31年横須賀市訓令第9号）の一部を次のように改正する。

令和4年4月1日

横須賀市長 上 地 克 明

第1号様式中「職 氏 名 ㊟」を「職 氏名 _____」に改める。

第2号様式中

氏	名	印

 を

氏	名

 に改める。

第3号様式中

(氏名)	㊟
(氏名)	㊟

 を

(氏名)
(氏名)

 に改める。

附 則

この規程は、令達の日から施行する。

横須賀市訓令第13号

職員研修規程（平成21年横須賀市訓令第12号）の一部を次のように改正する。

令和4年4月1日

横須賀市長 上 地 克 明

第6条を次のように改める。

（研修の修了）

第6条 研修期間の全てに出席した受講者は、当該研修の修了者とする。ただし、やむを得ない理由により当該研修の一部を欠席したときは、自己学習又は効果測定等の実施をもって、当該研修を修了したものとみなすことができる。

附 則

この規程は、令達の日から施行する。

横須賀市訓令第14号

契約事務取扱規程（平成19年横須賀市訓令第10号）の一部を次のように改正する。

令和4年4月1日

横須賀市長 上 地 克 明

第2条第2号カ中「教育機関」の次に「（横須賀美術館を除く。）」を加え、「、美術館にあっては美術館運営課長」を削る。

第3条第1号中「財務部技術管理課長（以下「技術管理課長」を「建設部土木計画課長（以下「土木計画課長」に改める。

第8条第2項中「により契約を締結するもの」を削り、「契約（」を「契約のうち」に、「除く。））」を「除く。）により契約を締結するもの」に改める。

第11条中「次に掲げる検査は、財務部技術管理課（以下「技術管理課」という。）」を「第1号及び第3号に掲げる検査にあっては建設部土木計画課（以下「土木計画課」という。）で、第2号に掲げる検査にあっては契約課」に改め、同条第3号中「技術管理課長」を「土木計画課長」に改める。

第12条ただし書を次のように改める。

ただし、契約課が行う検査の検査員にあっては契約課長が、土木計画課が行う検査の検査員にあっては土木計画課長がそれぞれ指定する。

第13条第1号中「技術管理課長」を「土木計画課長」に改める。

第14条第1項中「技術管理課長」を「契約課長又は土木計画課長」に改め、同条第3項及び第4項中「技術管理課長」を「土木計画課長」に改める。

第15条中「第10条第6項ただし書」を「第10条第7項ただし書」に改める。

第16条中「中間前払金の請求書」の次に「又は第11条第2号に掲げる検査を行った契約の代金の請求書」を加え、「第11条の規定により」を「同条第1号及び第3号に掲げる」に、「技術管理課長」を「土木計画課長」に改める。

別表備考に関する部分第2項に次のただし書を加える。

ただし、官民連携の事業の実施、行政課題の解決に向けた取組み等に関する事業者等からの提案を受け入れる方法その他の市長が別に定める方法により契約者を決定する場合は、この限りでない。

附 則

この規程は、令達の日から施行する。

横須賀市訓令第15号

自動車管理規程（昭和36年横須賀市訓令第1号）の一部を

次のように改正する。

令和4年4月1日

横須賀市長 上 地 克 明

第8条第1項中「(第1号様式)」を削り、同条第2項中「の(第2面)」を削る。

第1号様式甲(第1面)を次のように改める。

第1号様式 削除

第1号様式甲(第2面)から第1号様式丙(第2面)までを削る。

附 則

この規程は、令達の日から施行する。

訓 令 乙

横須賀市訓令乙第1号

行政組織条例(昭和44年横須賀市条例第24号)の一部改正及び事務分掌規則(平成17年横須賀市規則第12号)の一部改正に伴い、次の表の左欄に掲げる部課等に勤務する職員は、別に人事異動通知書を発せられないときは、令和4年4月1日付けで、それぞれ右欄に掲げる部課等に勤務を命ぜられたものとする。

令和4年4月1日

横須賀市長 上 地 克 明

市民部	危機管理課	市長室	危機管理課
	人権・男女共同参画課		人権・ダイバーシティ推進課
市長室	広報課	経営企画部	広報課
民生局福祉部	福祉総務課	民生局福祉こども部	福祉総務課
	地域福祉課		地域福祉課
	指導監査課		指導監査課
	障害福祉課		障害福祉課
	生活支援課		生活支援課
	生活福祉課		生活福祉課
	介護保険課		介護保険課
市民部	市民生活課	民生局地域支援部	市民生活課
	地域コミュニティ支援課		地域コミュニティ支援課
	地域安全課		地域安全課
	窓口サービス課		窓口サービス課
民生局福祉部	健康保険課	民生局健康部	健康保険課
民生局健康部	健康安全科学センター		保健所健康安全科学センター
民生局こども育成部	こども青少年給付課	民生局こども家庭支援センター	こども給付課
資源循環部	資源循環政策課	環境部	環境政策課
環境政策部	環境企画課		ゼロカーボン推進課
	環境管理課		環境保全課
資源循環部	廃棄物対策課		廃棄物対策課
	資源循環施設課		環境施設課
	広域処理センター		広域処理センター
	資源循環久里浜事務所		久里浜収集事務所

経済部	農業振興課	経済部	農水産業振興課
土木部	土木計画課	建設部	土木計画課
	道路管理課		土木用地課
	道路建設課		道路整備課
	道路補修課		道路維持課
	道路維持課		河川・傾斜地課
	河川・傾斜地課		自然環境共生課
環境政策部	自然環境共生課		自然環境共生課
	公園管理課		公園管理課
	公園建設課		公園建設課
みなと振興部	港湾企画課		港湾企画課
	港湾管理課		港湾管理課
	港湾整備課		港湾整備課

横須賀市訓令乙第2号

平成23年横須賀市訓令乙第2号(民生局福祉部福祉総務課ほか8課に勤務を命ぜられた者の福祉事務所の併任について)の一部を次のように改正する。

令和4年4月1日

横須賀市長 上 地 克 明

本則中「民生局福祉部福祉総務課」を「民生局福祉こども部福祉総務課」に、「及び健康長寿課、民生局こども育成部こども青少年給付課及び保育課」を「介護保険課及び子育て支援課」に改め、「民生局こども家庭支援センターこども家庭支援課」の次に「及びこども給付課」を加える。